

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和元年度 ときがわ町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	1	亜鉛の水溶性化合物	1	6	820	9	820	0	0
1	53	エチルベンゼン	1	6	2,800	8	2,800	0	30
1	80	キシレン	4	1	7,220	5	5,000	0	2,250
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	3	2	3,550	7	1,000	0	2,550
1	300	トルエン	3	2	11,700	3	11,200	0	500
1	384	1-プロモプロパン	1	6	14,000	1	14,000	0	0
1	453	モリブデン及びその化合物	1	6	5,000	6	5,000	0	0
3	16	シクロヘキサノン	1	6	800	10	800	0	0
3	35	メタノール	3	2	10,270	4	10,270	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	3	2	12,740	2	12,740	0	0
合計			—	—	68,900	—	63,630	0	5,330

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。